

払戻金制度について

当社の職業紹介業務により紹介先企業へ無期雇用された者が、その入社後就労者本人の都合により退社、または就労者本人の責に帰する事由による解雇をされた場合には下記の基準でその紹介手数料を返還いたします。

- (1) 無期雇用で入社後 1 ヶ月以内 100%返還
- (2) 無期雇用で入社後 3 ヶ月以内 50%返還

株式会社ステップワーク日光
許可番号 09-ユ-010016